

第8回深浦町・岩崎村合併協議会

日 時 平成17年2月23日(水)午後1時30分～
場 所 深浦町 町民文化ホール

次 第

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 事

(1) 協議事項

協議第64号 平成16年度深浦町・岩崎村合併協議会補正予算(案)について

(2) 報告事項

報告第15号 深浦町・岩崎村合併協議会委員の変更について

報告第16号 事務組織及び機構について

報告第17号 使用料、手数料の取扱いについて

報告第18号 例規の一元化について

報告第19号 慣行の取扱いについて

報告第20号 深浦町・岩崎村合併協議会の廃止について

4. そ の 他

1) 今後の協議会の日程について

2) 閉町・村式、閉・開庁式について

3) 諸連絡事項

5. 閉 会

協議第64号

深浦町・岩崎村合併協議会歳入歳出補正予算（案）について

平成16年度深浦町・岩崎村合併協議会歳入歳出予算補正（案）について、別紙のとおり提出する。

平成17年2月23日 提出

深浦町・岩崎村合併協議会
会長 西崎 哲

平成16年度 深浦町・岩崎村合併協議会歳入歳出補正予算(案)

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計	説 明
1. 負担金		12,500	1,150	11,350	
	1. 負担金	12,500	1,150	11,350	岩崎村 1,150,000円
2. 県支出金		2,000	261	2,261	
	1. 県補助金	2,000	261	2,261	市町村合併協議会運営費補助金 261,000円
3. 諸収入		1		1	
	1. 諸収入	1		1	
歳 入 合 計		14,501	889	13,612	

(歳出)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計	説 明
1. 運営費		5,019	671	5,690	
	1. 会議費	2,429	162	2,591	委員報酬 76,000円 費用弁償 65,000円 食糧費 21,000円
	2. 事務局費	2,590	509	3,099	臨時職員賃金 361,000円 普通旅費 148,000円
2. 事業費		9,296	1,407	7,889	
	1. 事業推進費	9,296	1,407	7,889	新町の名称応募謝礼 44,000円 印刷製本費(ガイドブック等) 380,000円 専門部会職員研修会 240,000円 新町建設計画策定委託料 146,000円 電算システム統一委託料 1,357,000円
3. 予備費		186	153	33	
	1. 予備費	186	153	33	
歳 出 合 計		14,501	889	13,612	

報告第15号

深浦町・岩崎村合併協議会委員の変更について

深浦町・岩崎村合併協議会委員の変更について、別紙のとおり報告する。

平成17年2月23日 提出

深浦町・岩崎村合併協議会
会長 西崎 哲

規約第7条第1項第1号の委員

	区 分	所属・役職	氏 名	備考
新	会 長	深浦町長	西 崎 哲	
旧	会 長	深浦町長	平 沢 敬 義	

規約第8条第1項第1号の委員

	区 分	所属・役職	氏 名	備考
新	行 政	深浦助役	不 在	
旧	行 政	深浦助役	西 崎 哲	

深浦町・岩崎村合併協議会委員名簿

(委員)

NO	区 分	所 属 ・ 役 職	氏 名	備 考	
1	会 長	深浦町長	西 崎 哲		
2	副 会 長	岩崎村長	七 戸 仁		
3	行 政	深浦町助役	不 在		
4		岩崎村助役	七 戸 年 一		
5	議 会	深浦町議会議長	山 本 忠 一		
6		深浦町議会議員	坂 崎 武 光		
7		深浦町議会議員	藤 田 一 則		
8		深浦町議会議員	古 川 秀 広		
9		岩崎村議会議長	秋 元 健 三		
10		岩崎村議会議員	棟 方 隆		
11		岩崎村議会議員	棟 方 廣 之		
12		岩崎村議会議員	原 田 政 弘		
13		学 識 経 験 者	深浦町選出	葛 西 秀 昭	
14				齊 藤 登	
15	西 崎 義 三				
16	兼 平 弘 藏				
17	世 永 守 正				
18	大 高 悦 子				
19	岩崎村選出			井 上 善 造	
20				七 戸 三 郎	
21			菊 池 伸 吉		
22			伊 藤 正		
23			田 口 彰		
24			佐 藤 靖 子		
25			青森県企画政策部市町村振興課 長	木 村 宗 敬	

報告第16号

事務組織及び機構について

事務組織及び機構については次のとおり報告する。

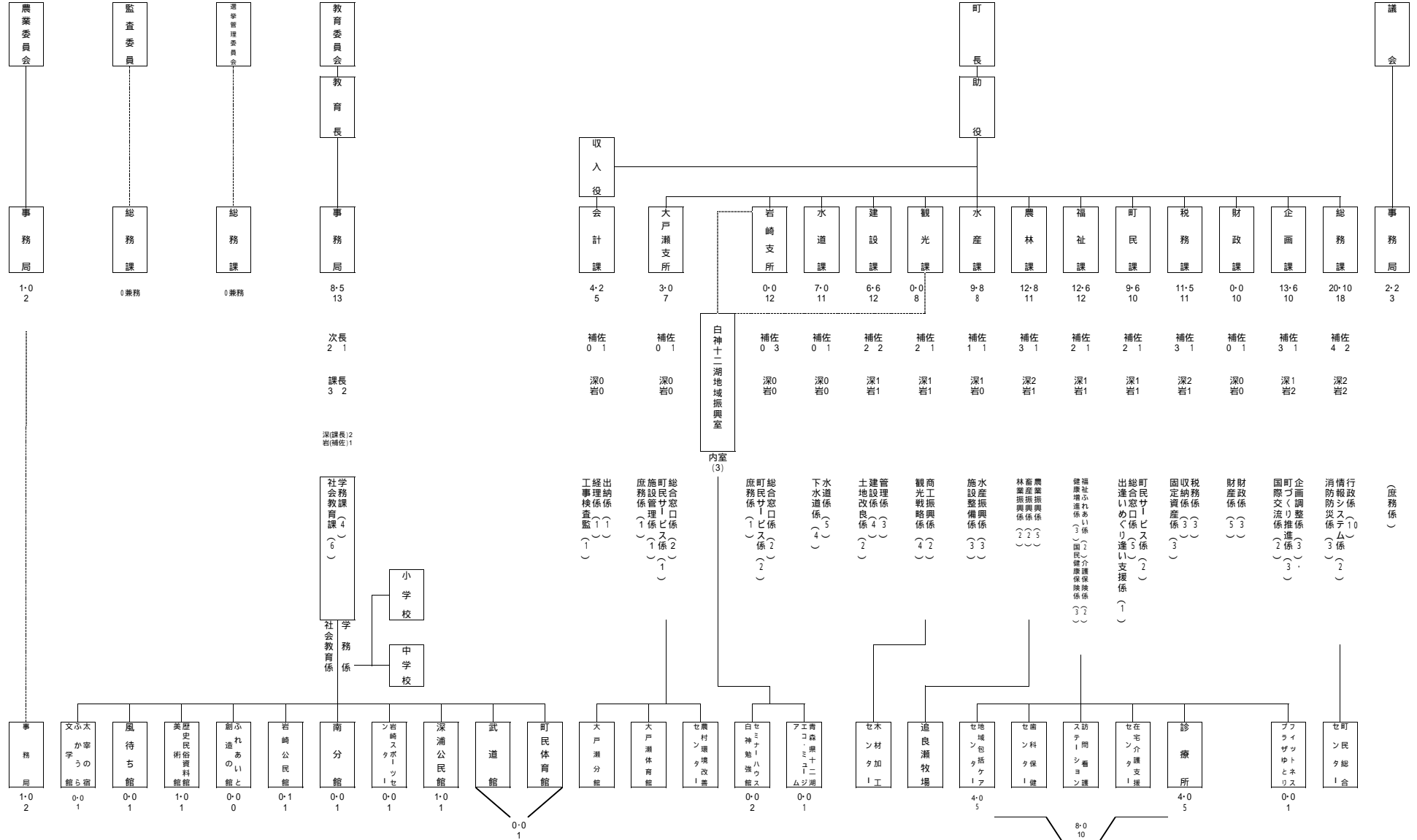
平成17年2月23日 提出

深浦町・岩崎村合併協議会
会長 西崎 哲

行政機構図(案)

平成17年4月1日現在
(平成17年1月11日調整)

青森県深浦町(職員定数209名(深浦町136名・岩崎村73名)・職員数192名(深浦町127名(吉田除岩崎村(65名))
(配置17.4.1 町長・議会175名 162名 農業・教育17名 23名)
(配置 17.3.31 192名、 17.4.1 185名(消防出向4名を除く))



分 掌 事 務

課 名	係 名	分 掌 事 務	備 考
総務課	行政係	町議会に関すること。	
		公告式に関すること。	
		条例、規則及び訓令の制定及び改廃に関すること。	
		町報発行に関すること。	
		法令審査及び解釈に関すること。	
		行政組織及び職務権限に関すること。	
		職員の定数に関すること。	
		職員の任免、分限、懲戒、服務及び給与その他勤務条件に関すること。	
		臨時職員管理の総括に関すること。	
		職員の人事記録に関すること。	
		職員の研修に関すること。	
		職員の保健及び福利厚生に関すること。	
		町職員の児童手当の支給に関すること。	
		執務環境の改善に関すること。	
		庁議に関すること。	
		秘書事務に関すること。	
		文書の收受及び発送に関すること。	
		公印の管理に関すること。	
		文書等の登録、編さん、保存及び廃棄に関すること。	
		町例規集の整備に関すること。	
		行政資料・行政情報の管理及び公開に関すること。	
		法令及び函書の整理に関すること。	
		行政改革推進の総括に関すること。	
		行政事務執行の総合調整に関すること。	
		事務引継ぎに関すること。	
		栄典及び儀式に関すること。	
		直接請求に関すること。	
		陳情の処理に関すること。	
		貯蓄奨励に関すること。	
		町史に関すること。	
		町村会等に関すること。	
		県市町村職員共済組合に関すること。	
		県市町村職員退職手当組合に関すること。	
地方公務員災害補償基金に関すること。			
県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合に関する こと。			
総合賠償補償保険事務の総括に関すること。			
職員団体全般に関すること。			

		簡易郵便局に関すること。		
		北方領土に関すること。		
		宿日直に関すること。		
		庁舎の管理に関すること。		
		町民総合センターの管理及び運営に関すること。		
		庁用電話に関すること。		
		ファクシミリの受理に関すること。		
		課の庶務に関すること。		
		選挙事務に関すること。		
		監査事務に関すること。		
		他課に属しない事務に関すること。		
		2課以上にわたる主管の明らかでない事務を所掌する部局の決定に関すること。		
		情報システム係	情報化の総合的な企画、調整及び推進に関すること。	
	行政事務の電算化に係るシステム開発、管理、運営及び保護に関すること。			
	交通、通信及び情報システムに関すること。			
	OA機器に関すること。			
	消防防災係	災害対策の総括に関すること。		
		災害対策本部に関すること。		
		水防に関すること。		
		防災会議に関すること。		
		防災計画に関すること。		
		自衛隊派遣要請に関すること。		
		危機管理対策に関すること。		
		防災行政用無線の管理及び運営に関すること。		
		消防に関すること。		
		鯉ヶ沢地区消防事務組合に関すること。		
		山岳遭難対策に関すること。		
		漂流物に関すること。		
		行政連絡員に関すること。		
		自治会等の連絡調整に関すること。		
		企 画 課	企画調整係	総合計画に関すること。
	振興施策の総合調整に関すること。			
	過疎地域自立促進計画に関すること。			
山村振興に関すること。				
広域市町村圏に関すること。				
つがる西北五広域連合に関すること。				
水力発電施設周辺地域交付金事業に関すること。				
津軽岩木リゾート地域に関すること。				
白神山地に関すること。				
国有林野の活用に関すること。				

財 政 課		土地利用に関すること。	
		統計調査に関すること。	
		その他特に町長の命じた事項の調査立案に関すること。	
		所管自動車の管理運用に関すること。	
		課の庶務に関すること。	
	町づくり推進係	深浦町総合開発振興基金に関すること。	
		企業誘致及び工場立地に関すること。	
		ふるさと融資(地域総合整備財団)に関すること。	
		温泉開発計画の総合調整に関すること。	
		合併後の町づくり施策の総合調整に関すること。	
		雪対策の総合企画に関すること。	
		エネルギーに関すること。	
		コミュニティに関すること。	
		新生活運動(公民館活動を除く。)の推進に関すること。	
		広報及び広聴に関すること。	
		モニターに関すること。	
		女性問題及び男女共同参画推進に関すること。	
		国際交流係	国際交流に関すること。
	姉妹都市の交流に関すること。		
	深浦会に関すること。		
	西海岸合同事業に関すること。		
	財 政 係	予算の編成に関すること。	
		予算執行の総括に関すること。	
		予備費、債務負担行為及び継続費に関すること。	
		支出負担行為の確認に関すること。	
		地方交付税に関すること。	
		町債の総括に関すること。	
財政事情書の作成及び公表に関すること。			
債権及び基金の総括に関すること。			
庁用物品の管理に関すること。			
補助金の適正化に関すること。			
寄付採納に関すること。			
財産の総合調整に関すること。			
財政の総合調整に関すること。			
主要な施策の成果報告に関すること。			
財 産 係		境界変更に関すること。	
		新たに生じた土地の確認に関すること。	
		字の編入に関すること。	
		普通財産の管理、取得及び処分に関すること。	
	行政財産取得の総括に関すること。		
	財産区に関すること。		
	財産区の総括管理及び処分又は廃止に関すること。		

		地縁団体に関すること。	
		公の施設(別に定める施設を除く。)の管理及び運営に関すること。	
		町有土地、建物の貸付けに関すること。	
		町有財産(車両を含む。)災害共済に関すること。	
		町有自動車の総括管理に関すること。	
		登記事務に関すること。	
		法定外公共物の管理に関すること。	
		街灯等施設管理に関すること。	
		所管自動車の管理運用に関すること。	
税 務 課	税 務 係	町民税の賦課に関すること。	
		軽自動車税の賦課に関すること。	
		国民健康保険税の賦課に関すること。	
		たばこ税に関すること。	
		入湯税に関すること。	
		税の賦課資料の収集及び調整に関すること。	
		その他税務事務に関すること。	
		課の庶務に関すること。	
		収 納 係	税の収納に関すること。
	滞納処分及び不納欠損に関すること。		
	税外諸収入の収納に関すること。		
	税外諸収入の減免及び不納欠損に関すること。		
	納税貯蓄組合に関すること。		
	滞納整理組合に関すること。		
	所管自動車の管理運用に関すること。		
	固定資産係	固定資産の評価に関すること。	
		土地家屋台帳及び名寄帳に関すること。	
		固定資産税の賦課に関すること。	
		固定資産等所在市町村交付金に関すること。	
		特別土地保有税に関すること。	
		地籍調査に関すること。	
国有財産法に関すること。			
町 民 課	町民サービス係	防犯に関すること。	
		沿岸防犯に関すること。	
		覚せい剤等に関すること。	
		青少年問題協議会に関すること。	
		交通安全対策の推進に関すること。	
		交通安全対策特別交付金に関すること。	
		交通安全関係団体等に関すること。	
		自衛官募集事務に関すること。	
		船員法に関すること。	
		消費者行政に関すること。	

	行政相談員、人権擁護委員及び保護司に関すること。	
	町民相談に関すること。	
	行旅病人及び行旅死亡人に関すること。	
	環境保全及び環境衛生に関すること。	
	廃棄物の処理及びリサイクルに関すること。	
	廃棄物処理施設に関すること。	
	塵芥用車両に関すること。	
	一般廃棄物の処理手数料に関すること。	
	西海岸衛生処理組合に関すること。	
	町内美化推進に関すること。	
	防疫薬剤に関すること。	
	狂犬病予防に関すること。	
	死亡獣畜取扱場設置の許可に関すること。	
	動物の飼養、収容施設の許可に関すること。	
	害虫の駆除に関すること。	
	墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可に関すること。	
	斎場に関すること。	
	深浦霊園に関すること。	
	出稼ぎに関すること。	
	雇用保険に関すること。	
	勤労青少年に関すること。	
	仕事と育児両立支援特別援助事業に関すること。	
	子どもを健やかに生み育てる支援金の支給に関すること。	
	所管自動車の管理運用に関すること。	
	課の庶務に関すること。	
総合窓口係	戸籍に関すること。	
	戸籍及び改正原戸籍再製(マイクロフィルム)保存に関すること。	
	相続税法(昭和25年法律第73号)第58条第1項の通知に関すること。	
	犯罪の記録に関すること。	
	身上調査、照会に関すること。	
	埋火葬等に関すること。	
	戸籍の附表に関すること。	
	住民基本台帳に関すること。	
	人口動態に関すること。	
	外国人登録に関すること。	
	印鑑登録に関すること。	
	各種証明に関すること。	
	自動車臨時運行許可に関すること。	
	総合窓口事務に関すること。	
	国民年金被保険者資格取得及び喪失に関すること。	

		国民年金保険料納付に関する事。		
		国民年金保険料免除に関する事。		
		国民年金裁定請求に関する事。		
		国民年金事務費交付金に関する事。		
		福祉年金に関する事。		
		社会保険に関する事。		
		出逢い・めぐり逢い 支援係 (キューピット係)	未婚者の登録に関する事。	
			結婚推進員に関する事。	
			結婚仲介報奨金に関する事。	
		福 祉 課	福祉ふれあい係	社会福祉一般に関する事。
民生委員推せん会に関する事。				
民生委員、児童委員に関する事。				
生活保護に関する事。				
社会福祉団体等に関する事。				
旧軍人恩給事務及び遺族援護に関する事。				
災害救助等に関する事。				
日本赤十字に関する事。				
老人福祉に関する事。				
老人クラブ育成指導に関する事。				
高齢者顕彰及び敬老祝金に関する事。				
老人憩いの家に関する事。				
老人福祉施設入所措置に関する事。				
心身障害者福祉に関する事。				
支援費制度に関する事。				
精神障害者福祉に関する事。				
更生医療等の給付に関する事。				
児童福祉に関する事。				
西北五広域福祉事務組合に関する事。				
遺児援護に関する事。				
保育園に関する事。				
児童手当等に関する事。				
母子福祉に関する事。				
交通災害事務に関する事。				
介護保険係	介護保険事業に関する事。			
	介護保険事業計画に関する事。			
	介護保険施設に関する事。			
	在宅福祉事業に関する事。			
	介護予防・地域支え合い事業に関する事。			
	在宅介護支援センターに関する事。			
健康推進係	健康づくり推進に関する事。			
	生活習慣病予防に関する事。			
	生きいき健康づくり推進協議会に関する事。			

		予防接種に関すること。		
		結核予防に関すること。		
		感染症予防に関すること。		
		母子保健事業に関すること。		
		保健師に関すること。		
		精神衛生に関すること。		
		食品衛生に関すること。		
		保健協力員に関すること。		
		覚せい剤等に関すること。		
		地域包括ケアセンターに関すること。		
		訪問看護ステーションに関すること。		
		フィットネスプラザに関すること。		
		国民健康保険係	国民健康保険事業(保険税の賦課及び収納を除く。)に関すること。	
			老人保健事業(医療)に関すること。	
			高額療養費貸付基金に関すること。	
診療所に関すること。				
	医療の確保に関すること。			
農 林 課	農業振興係	農業の総合的振興計画に関すること。		
		農業の担い手及び新規就農者の育成に関すること。		
		農業生産体制の整備に関すること。		
		農業の複合経営確立に関すること。		
		農産物の改良普及及び生産指導に関すること。		
		環境保全型農業に関すること。		
		病害虫駆除指導に関すること。		
		農業災害対策に関すること。		
		農業制度資金に関すること。		
		水田農業の振興に関すること。		
		畑作園芸の振興に関すること。		
		大館畑作総合施設等の管理に関すること。		
		農業団体等に関すること。		
		農村女性に関すること。		
		農産物加工の推進に関すること。		
		農業農村の活性化推進に関すること。		
		農業構造改革特区に関すること。		
		課の所掌事務に係る総合的な企画及び調整並びに施策の普及に関すること。		
		鳥獣保護及び狩猟に関すること。		
		有害鳥獣の駆除の許可に関すること。		
		農業構造改善事業に関すること。		
		山村振興等農林漁業特別対策事業に関すること。		
		農村地域工業導入特別対策事業に関すること。		

		自然休養村事業に関すること。	
		所管自動車の管理運用に関すること。	
		課の庶務に関すること。	
	畜産振興係	畜産振興に関すること。	
		町営牧場の管理運営に関すること。	
		制度牛の貸付管理に関すること。	
		家畜の疾病防除に関すること。	
		草地の造成、改良整備に関すること。	
		堆肥センターの管理運営に関すること。	
		家畜の排泄物処理に関すること。	
		畜産団体等に関すること。	
	林業振興係	森林整備計画及び推進に関すること。	
		林業振興に関すること。	
		町有林に関すること。	
		町行分収林に関すること。	
		部分林に関すること。	
		県行造林に関すること。	
		入会林野に関すること。	
		林業構造改善事業に関すること。	
		林業制度資金に関すること。	
		林道の新設、改良及び維持管理に関すること。	
		林道の災害に関すること。	
		治山及び治水に関すること。	
		火入れに関すること。	
		林産物の加工の推進に関すること。	
		特用林産物の開発に関すること。	
		林業研究グループ及び緑の少年団育成に関すること。	
		林業団体等に関すること。	
		やまびこハウス管理事務に関すること。	
水産課	水産振興係	海面漁業振興に関すること。	
		内水面漁業振興に関すること。	
		増養殖事業の振興に関すること。	
		沿岸漁場の開発振興に関すること。	
		沿岸漁業構造改善事業に関すること。	
		漁業金融に関すること。	
		加工水産業の振興に関すること。	
		漁業研究グループ育成に関すること。	
		さけ・ます増殖センターに関すること。	
		イトウの飼育及び管理に関すること。	
		水産振興施設に関すること。	
		水産業団体等に関すること。	
	施設整備係	漁港維持管理に関すること。	

		漁港整備に関すること。		
		漁港関連施設に関すること。		
		漁港災害復旧工事に関すること。		
		港勢調査に関すること。		
		漁港海岸保全事業に関すること。		
		公有水面の埋立免許に関すること。		
		漁港等の補修及び小災害事業分担金に関すること。		
		その他漁港一般に関すること。		
観 光 課	商工振興係	商工業の振興計画に関すること。		
		商工業の金融に関すること。		
		木材加工センターに関すること。		
		雇用拡大に関すること。		
		労働福祉に関すること。		
		工業開発の推進及び育成に関すること。		
		伝統的工芸品産業の振興に関すること。		
		特産品の研究及び開発に関すること。		
		企業化研修等人材育成に関すること。		
		商工団体に関すること。		
		鉱業権に関すること。		
		度量衡に関すること。		
		地下資源に関すること。		
		所管自動車の管理運用に関すること。		
		課の庶務に関すること。		
		観光戦略係	観光振興計画に関すること。	
			観光施設の整備及び管理に関すること。	
	観光資源の開発に関すること。			
	郷土食品の普及に関すること。			
	観光誘客及び接遇知識の向上に関すること。			
	特産品の販路拡大に関すること。			
	催事(イベント)開催に関すること。			
	親善交流に関すること。			
	観光宣伝普及に関すること。			
	国定公園に関すること。			
	建設課	管 理 係	自然保護及び保全に関すること。	
			観光団体等に関すること。	
ウェスパ椿山の管理に関すること。				
地域活性化センターに関すること。				
ふるさと情報センターに関すること。				
北前太鼓育成に関すること。				
岩崎支所の白神十二湖地域振興室に関すること。				
工事指名業者資格審査会の総括に関すること。				
建設工事の指名願に関すること。				

	道路、河川等台帳整備に関する事。	
	国道101号整備促進に関する事。	
	町土の保全に関する事。	
	補助事業の申請に関する事。	
	町道の認定及び廃止に関する事。	
	道路の占用許可に関する事。	
	都市再開発法に関する事。	
	土地の掘削等の許可事務の内申に関する事。	
	屋外広告物法等に関する権限移譲に関する事。	
	建設機械の運行計画及び維持管理に関する事。	
	所管自動車の管理運用に関する事。	
	課の庶務に関する事。	
建設係	町道の新設改良及び維持管理に関する事。	
	道路現況調査に関する事。	
	道路安全施設整備に関する事。	
	がけ地近接危険住宅移転事業に関する事。	
	砂防に関する事。	
	海岸保全に関する事。	
	港湾に関する事。	
	急傾斜地災害防止に関する事。	
	道路整備及び道路防災事業に関する事。	
	雪対策及び除排雪の実施に関する事。	
	その他の建設事業に関する事。	
	河川の維持管理に関する事。	
	公共土木施設災害復旧工事に関する事。	
	公園緑地に関する事。	
	建築工事届及び建築確認申請に関する事。	
	建築工事の設計施工管理に関する事。	
	住宅金融公庫に関する事。	
	各種住宅建設計画の調査報告に関する事。	
	その他建築一般に関する事。	
	建築物災害報告に関する事。	
	都市計画事業に関する事。	
他課から依頼の建築工事の設計施工管理に関する事。		
土地改良係	農村総合整備事業に関する事。	
	農道の新設改良及び維持管理に関する事。	
	農道の現況調査及び台帳の整備に関する事。	
	農業用ため池等の現況調査及び台帳の整備に関する事。	
	団体営土地改良事業に関する事。	
	国・県営土地改良事業に関する事。	
	受託土地改良事業に関する事。	

		土地改良事業分担金に関する事。		
		土地改良団体に関する事。		
		農業用施設災害復旧事業の受託事務に関する事。		
		農業用施設災害復旧事業に関する事。		
		農地海岸事業に関する事。		
水道課	水道係	水道事業の基本計画作成に関する事。		
		水道台帳に関する事。		
		水質検査に関する事。		
		水道メーターの検針に関する事。		
		水道料金等に関する事。		
		水道事業の資材調達基金に関する事。		
		給水装置の開栓閉栓手続き等に関する事。		
		給水装置の新設改良及び廃止手続き等に関する事。		
		水道工事の施行に関する事。		
		受託工事の設計及び施行に関する事。		
		水道施設の維持管理に関する事。		
		小規模水道施設に関する事。		
		課の庶務に関する事。		
		所管自動車の管理運用に関する事。		
			下水道係	公共下水道事業の調査及び計画に関する事。
		農業集落排水事業の調査及び計画に関する事。		
		漁業集落排水事業の調査及び計画に関する事。		
		下水道及び排水施設の維持管理に関する事。		
		下水及び排水の水質検査に関する事。		
		下水道及び廃水処理施設使用料等に関する事。		
	下水道及び廃水処理施設の台帳に関する事。			
	出納係	現金(現金に代えて納付させる証券及び基金に属する現金を含む。)の出納及び保管に関する事。		
		小切手の振出しに関する事。		
		支出負担行為の確認に関する事。		
		支出命令の審査に関する事。		
		歳入歳出外現金の出納及び保管に関する事。		
		一時借入金に関する事。		
		その他収入役の権限に属する事務に関する事。		
		経理係	有価証券(公有財産又は基金に属するものを含む。)の出納及び保管に関する事。	
			財産に関する調書の記録管理に関する事。	
			決算の調整及び提出に関する事。	
会計課				

		指定金融機関等に関すること。			
		税外収入の収納に関すること。			
		課の庶務に関すること。			
		他の係の所掌に属しない事務に関すること。			
	工事検査監	工事請負検査事務に関すること。			
岩崎支所	総合窓口係 町民サービス係 庶務係	管轄区域内の戸籍、住民基本台帳に関すること。			
		印鑑事務に関すること。			
		各種証明事務に関すること。			
		総合窓口事務に関すること。			
		区域の施設管理及び連絡調整等に関すること。			
		区域の福利に関すること。			
		本庁及び各団体との連絡に関すること。			
		本庁各課等の事務補助に関すること。			
		庶務に関すること。			
		固定資産評価員所掌事務の事務補助に関すること。			
		公金の収納及び支出事務に関すること。			
		前各号に掲げるもののほか、財務事務一般に関すること。			
		白神十二湖 地域振興室		白神、十二湖地域の振興事業に関すること。	
				サンランド振興事業及び施設管理に関すること。	
セミナーハウス白神勉強館管理運営及び指導に関する こと。					
十二湖エコ・ミュージアムセンター事業に関すること。					
大間越ロマンの里管理運営及び指導に関すること。					
十二湖ビジターセンター管理及び指導に関すること。					
十二湖名水センターの運営指導に関すること。					
リフレッシュ村の管理運営に関すること。					
挑戦館の管理運営に関すること。					
十二湖庵管理運営及び指導に関すること。					
その他観光施設の管理に関すること。					
大戸瀬支所	総合窓口係 町民サービス係 施設管理係 庶務係	管轄区域内の戸籍、住民基本台帳に関すること。			
		印鑑事務に関すること。			
		各種証明事務に関すること。			
		総合窓口事務に関すること。			
		区域の施設管理及び連絡調整等に関すること。			
		区域の福利に関すること。			
		本庁及び各団体との連絡に関すること。			
		本庁各課等の事務補助に関すること。			
		農村環境改善センターの施設管理に関すること。			
		庶務に関すること。			
		固定資産評価員所掌事務の事務補助に関すること。			
		公金の収納及び支出事務に関すること。			

		前各号に掲げるもののほか、財務事務一般に関する事 こと。	
診 療 所		国民健康保険、その他社会保険の主旨に基づく診療に 関すること。	
		公衆衛生の向上及び増進に関する事 こと。	
		国民健康保険及び保健施設の調査研究に関する事 こと。	
		庶務に関する事 こと。	
地域包括 ケアセンター		各種健康診査、健康相談及び保健指導に関する事 こと。	
		在宅介護支援事業に関する事 こと。	
		歯科保健事業に関する事 こと。	
		訪問看護事業に関する事 こと。	
		保健・医療・福祉の一体化に資する事業に関する事 こと。	
		庶務に関する事 こと。	
		前各号に掲げるもののほか、地域包括ケアセンターの 設置の目的を達成するために必要な事業に関する事 こと。	
関在宅介護 支援センター		在宅介護の相談に関する事 こと。	
		在宅介護に関する各種保健、福祉サービス利用の連絡 調整に関する事 こと。	
訪問看護 ステーション		指定老人訪問看護若しくは指定訪問看護又は訪問看護 に関する事 こと。	
		主治医の発行する指示書に基づく診療の補助に関する 事 こと。	
		利用者の家族に対する介護方法等の指導及び相談に 関すること。	
		介護に必要な物品の貸与に関する事 こと。	
		前各号に掲げるもののほか、在宅療養上必要な援助に 関すること。	

議会事務	庶 務	議員名簿の作成	
		文書及び物件の收受、発送及び保管に関する事項	
		公印の保管に関する事項	
		議員の出欠に関する事項	
		議員の報酬、費用弁償その他諸給与に関する事項	
		議会費の予算及び決算に関する事項	
		収支を伴う事件に関する事項	
		物品の購入、保管、貸与及び人の雇入れに関する事項	
		儀式、接待及び交際に関する事項	
		慶弔に関する事項	
		図書室の整備及び管理に関する事項	
		議会広報に関する事項	
		職員の任免、給与、賞罰及び身分に関する事項	
		職員の服務、規律及び厚生に関する事項	

	議 事	議事日程及び諸般の報告に関する事項	
		議案、請願及び陳情の收受、配布及び送付に関する事項	
		議会の本会議の議事に関する事項	
		議会における選挙に関する事項	
		議会の次第及び記録に関する事項	
		会議録、議決書の調整及び保管に関する事項	
		議会の傍聴人に関する事項	
		議会議事堂の管理に関する事項	
		委員会に関する事項	
		委員会の記録の調製に関する事項	
		公聴会に関する事項	
		調 査	条例、規則の制定及び改廃に関する事項
	議会関係諸規程の制定及び改廃に関する事項		
	請願、陳情、建議、意見書等に関する事項		
	閣議案審議に必要な資料の収集に関する事項		
	事業、事務の調査及び検査に関する事項		
	統計資料の作成に関する事項		
	各種行政に関する世論及び情報の収集整理に関する事項		
	各種法規の調査及び研究に関する事項		

教育委員会事務	学務係	公印に関すること	
		文書の收受に関すること	
		公示に関すること	
		規則、規程等の制定及び改廃に関すること	
		事務局及び学校職員の任免、分限、懲戒、服務及びその他人事並びに研修に関すること	
		教育委員会の会議に関すること	
		教育費の予算等に関すること	
		教育財産及び用度に関すること	
		県教育委員会及びその他市町村教育委員会との連携調製に関すること	
		学校及び教育機関の設置、管理及び廃止に関すること	
		学齢児童、生徒の就学、入学、転校、卒業に関すること	
		小学校、中学校の学級編制、教育課程及び学校経営に関すること	
		義務教育国庫負担事務に関すること	
		教育用図書採択、給付に関すること	
		要保護、準要保護児童、生徒の就学援助に関すること	
		学校給食及び委託事務に関すること	
		学校職員、児童、生徒の保健、安全、厚生、福利に関すること	
		各種統計に関すること	
		儀式及び表彰に関すること	
		独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること	

		就学指導委員会に関すること	
		奨学資金貸付に関すること	
		スクールバスに関すること	
		その他学校教育に関すること	
	社会教育係	社会教育委員の会議に関すること	
		社会教育関係団体の指導、育成に関すること	
		幼児・家庭教育に関すること	
		青少年教育に関すること	
		成人教育に関すること	
		高齢者教育に関すること	
		社会教育関係施設の管理、運営に関すること	
		文化財審議会に関すること	
		文化、芸術、芸能の普及、保存、奨励に関すること	
		史跡、名勝、天然記念物に関すること	
		埋蔵文化財の調査及び保護に関すること	
		体育指導員に関すること	
		体育団体の育成、指導に関すること	
		スポーツイベントの実施に関すること	
		体育施設の管理、運営に関すること	
		学校開放事業に関すること	
		その他スポーツ振興に関すること	
		公民館運営審議会に関すること	
		公民館の管理、運営に関すること	
		歴史民俗資料館運営協議会に関すること	
		歴史民俗資料館及び津軽北前の館の管理、運営に関すること	
		太宰の宿 ふかうら文学館運営協議会に関すること	
		太宰の宿 ふかうら文学館の管理、運営に関すること	
		情報の交換及び調査研究に関すること	
		B & G海洋クラブに関すること	
		社会文化会館の管理、運営に関すること	
		ふれあいと創造の館の管理、運営に関すること	
		課の庶務に関すること	

選挙管理委員会 事務		委員会及びその他の会議に関すること	
		人事に関すること	
		予算及び経理に関すること	
		公印の保管に関すること	
		物品の購入及び保管に関すること	
		文書の收受、発送及び保管に関すること	
		規程等制定及び改廃に関すること	
		公示及び告示に関すること	

	選挙の啓発及び宣伝に関する事	
	諸証明に関する事	
	選挙人の資格調査に関する事	
	各種選挙人名簿に関する事	
	各種選挙の執行に関する事	
	選挙区及び開票区の設定及び改廃に関する事	
	検査審査会法に関する事	
	最高裁判所裁判官国民審査法に関する事	
	直接請求に関する事	
	政治資金規正法に関する事	
	選挙事務一般に関する事	

監査委員事務		監査委員事務一般	
--------	--	----------	--

農業委員会事務		農業委員会事務一般	
---------	--	-----------	--

報告第17号

使用料、手数料の取扱いについて（協定項目15）

使用料、手数料の取扱いについて、第6回協議会で「両町村で差異のある使用料については、住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し公平の原則により、合併時までに調整する。」と承認された項目について検討したところ別紙のとおり調整したので報告します。

平成17年2月23日 提出

深浦町・岩崎村合併協議会
会長 西崎 哲

使用料、手数料の取扱いについて

1. 使用料について

両町村で差異のある施設の使用料については、深浦町施設使用料を基本とし、岩崎村施設使用料を深浦町の例により調製するものでその他の施設については、両町村現行のとおりとする。

深浦町の例により調整する施設

町民体育館

- ・ 総合スポーツセンター

集会施設

- ・ 森山集会所
- ・ 松神生活改善センター
- ・ 大間越生活改善センター
- ・ 沢辺生活改善センター
- ・ 正久地区多目的センター
- ・ 上地区コミュニティセンター
- ・ 岩崎村高齢者センター（中地区）
- ・ 岩崎村漁業振興センター（下地区）
- ・ 岩崎村農林産物展示販売施設「やまびこハウス」

斎場

- ・ 福寿苑（斎場）

詳細は別紙のとおり

2 手数料について

第6回協議会で承認されたとおりの取扱い

《参考事項》

1 使用料について

- (1) 両町村で差異のない使用料については、現行のとおりとする。
- (2) 両町村で差異のある使用料については、住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し公平の原則により、合併時まで調整する。

2 手数料について

- (1) 両町村で差異のない手数料については、現行のとおりとする。
- (2) いずれかの町村にしかない手数料については、現行のとおりとし、新町において再編する。
- (3) 両町村で差異のある手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し公平の原則により、合併時まで調整する。

施設使用料の変更内容

区分	岩 崎 村 の 施 設						
	現 行 の 設 定		新町の設定（現行深浦町の設定をもととする）				
町民体育館（総合スポーツセンター）	総合スポーツセンター						
	区 分		使用料				
			9～12時	12～17時	17～21時	1日	
	競技場	村民が体育・スポーツ活動に使用	児童・生徒・学生	無料			
			一般	無料			
		村民以外が体育・スポーツ活動に使用	児童・生徒・学生	520円	1,030円	1,550円	2,060円
			一般	1,030円	1,550円	2,060円	3,090円
		営利を目的としない場合	児童・生徒・学生	520円	1,030円	1,550円	2,060円
			一般	1,530円	2,060円	3,090円	5,150円
	営利を目的とした場合		41,200円	61,800円	82,400円	123,600円	
	柔道場	村民が体育・スポーツ活動に使用	児童・生徒・学生	無料			
			一般	無料			
		村民以外が体育・スポーツ活動に使用	児童・生徒・学生	210円	310円	410円	620円
			一般	520円	520円	720円	1,030円
		営利を目的としない場合		720円	1,030円	1,550円	2,060円
屋内プール	幼児	無料					
	児童・生徒（中）	1人100円					
	生徒（高）・学生	1人210円					
	一般	1人310円					
ロッカー	1回	1人30円					
1 営利を目的とした場合とは、入場料・会費、若しくはこれに類する料金等を徴収する場合、又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいう。 2 営利を目的としない場合とは、それ以外の場合をいう。 3 暖房を使用する期間（原則として11月～3月）のそれぞれの使用料は、規定の5割増しとする。 4 団体で屋内プールを使用する場合は、規定の5割相当額とする。 5 その他本表に定めていない使用については、委員会が決定する。							
岩崎スポーツセンター							
1) 競技場（体育器具その他の備品の使用を含む。） 貸切使用の場合							
区 分		使用料（1時間）					
体育・スポーツに使用	営利目的外	1,300円					
	営利目的	24,700円					
体育・スポーツ以外に使用	営利目的外	6,400円					
	営利目的	24,700円					
貸切使用以外の使用の場合							
区 分		使用料（1時間）					
個人	小学校児童及び中学校生徒	30円					
	高等学校生徒	50円					
	一般（大学生含む）	90円					
団体	1団体20人以内	小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒	200円				
		一般（大学生含む）	450円				
	1団体20人を超える	1団体につき、20人以内の場合の金額にその超える人数10人までごとに当該金額の2分の1に相当する額を加えた金額					
2) 柔道場 貸切使用の場合							
区 分		使用料（1時間）					
体育・スポーツに使用	営利目的外	900円					
	営利目的	1,700円					
体育・スポーツ以外に使用	営利目的外	4,500円					
	営利目的	17,000円					

区分	岩 崎 村 の 施 設																														
	現 行 の 設 定	新町の設定（現行深浦町の設定をもととする）																													
町民体育館（総合スポーツセンター）		<p>貸切使用以外の使用の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>使用料（1時間）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">個人</td> <td>小学校児童及び中学校生徒</td> <td>30 円</td> </tr> <tr> <td>高等学校生徒</td> <td>50 円</td> </tr> <tr> <td>一般（大学生含む）</td> <td>90 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">団体</td> <td rowspan="2">1 団体</td> <td>小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒</td> <td>210 円</td> </tr> <tr> <td>一般（大学生含む）</td> <td>470 円</td> </tr> <tr> <td>1 団体</td> <td colspan="2">1 団体につき、20 人以内の場合の金額にその超える人数 10 人までごとに当該金額の2分の1に相当する額を加えた金額</td> </tr> </tbody> </table> <p>3) 屋内プール使用の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>使 用 料</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童(小)・生徒(中)</td> <td>1 人 100 円</td> <td rowspan="3">団体で使用する場合は、規定の5割相当額とする。</td> </tr> <tr> <td>高校生・大学生</td> <td>1 人 210 円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>1 人 310 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 第1号から第3号までの使用については、体育器具その他の備品の使用を含むものとする。 暖房を使用するときは、使用料に20パーセントを加算した額とする。 団体（20人を超える人数）で屋内プールを使用する場合は、規定使用料の5割相当額とする。 	区 分		使用料（1時間）	個人	小学校児童及び中学校生徒	30 円	高等学校生徒	50 円	一般（大学生含む）	90 円	団体	1 団体	小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒	210 円	一般（大学生含む）	470 円	1 団体	1 団体につき、20 人以内の場合の金額にその超える人数 10 人までごとに当該金額の2分の1に相当する額を加えた金額		区 分	使 用 料	備 考	児童(小)・生徒(中)	1 人 100 円	団体で使用する場合は、規定の5割相当額とする。	高校生・大学生	1 人 210 円	一般	1 人 310 円
	区 分		使用料（1時間）																												
個人	小学校児童及び中学校生徒	30 円																													
	高等学校生徒	50 円																													
	一般（大学生含む）	90 円																													
団体	1 団体	小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒	210 円																												
		一般（大学生含む）	470 円																												
	1 団体	1 団体につき、20 人以内の場合の金額にその超える人数 10 人までごとに当該金額の2分の1に相当する額を加えた金額																													
区 分	使 用 料	備 考																													
児童(小)・生徒(中)	1 人 100 円	団体で使用する場合は、規定の5割相当額とする。																													
高校生・大学生	1 人 210 円																														
一般	1 人 310 円																														

区分		岩 崎 村 の 施 設																																																							
		現 行 の 設 定				新町の設定（現行深浦町の設定をもととする）																																																			
集 会 施 設	(福祉センター) 地区福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・森山集会所 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="4">使用料</th> </tr> <tr> <th>9～12時</th> <th>12～17時</th> <th>17～22時</th> <th>全日貸切</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調理実習室</td> <td>1,850円</td> <td>1,850円</td> <td>2,780円</td> <td>4,640円</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>1,850円</td> <td>1,850円</td> <td>2,780円</td> <td>4,640円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>1,850円</td> <td>1,850円</td> <td>2,780円</td> <td>4,640円</td> </tr> <tr> <td>全室</td> <td>4,120円</td> <td>4,120円</td> <td>6,180円</td> <td>10,300円</td> </tr> </tbody> </table>				区分	使用料				9～12時	12～17時	17～22時	全日貸切	調理実習室	1,850円	1,850円	2,780円	4,640円	研修室	1,850円	1,850円	2,780円	4,640円	会議室	1,850円	1,850円	2,780円	4,640円	全室	4,120円	4,120円	6,180円	10,300円	<ul style="list-style-type: none"> ・森山集会所 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">使用料(1時間)</th> </tr> <tr> <th>9～17時</th> <th>17～22時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修室</td> <td>1,050円</td> <td>1,370円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>740円</td> <td>840円</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>740円</td> <td>840円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	使用料(1時間)		9～17時	17～22時	研修室	1,050円	1,370円	会議室	740円	840円	調理実習室	740円	840円							
	区分	使用料																																																							
		9～12時	12～17時	17～22時	全日貸切																																																				
調理実習室	1,850円	1,850円	2,780円	4,640円																																																					
研修室	1,850円	1,850円	2,780円	4,640円																																																					
会議室	1,850円	1,850円	2,780円	4,640円																																																					
全室	4,120円	4,120円	6,180円	10,300円																																																					
区 分	使用料(1時間)																																																								
	9～17時	17～22時																																																							
研修室	1,050円	1,370円																																																							
会議室	740円	840円																																																							
調理実習室	740円	840円																																																							
(農畜環境改善センター) 生活改善センター	<ul style="list-style-type: none"> ・松神生活改善センター ・大間越生活改善センター ・沢辺生活改善センター <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="4">使用料</th> </tr> <tr> <th>9～12時</th> <th>12～17時</th> <th>17～22時</th> <th>全日貸切</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講習室</td> <td>1,850円</td> <td>1,850円</td> <td>2,780円</td> <td>4,640円</td> </tr> <tr> <td>教養娯楽室</td> <td>1,850円</td> <td>1,850円</td> <td>2,780円</td> <td>4,640円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>1,850円</td> <td>1,850円</td> <td>2,780円</td> <td>4,640円</td> </tr> <tr> <td>実習室</td> <td>1,850円</td> <td>1,850円</td> <td>2,780円</td> <td>4,640円</td> </tr> <tr> <td>全室</td> <td>4,120円</td> <td>4,120円</td> <td>6,180円</td> <td>10,300円</td> </tr> </tbody> </table>				区 分	使用料				9～12時	12～17時	17～22時	全日貸切	講習室	1,850円	1,850円	2,780円	4,640円	教養娯楽室	1,850円	1,850円	2,780円	4,640円	会議室	1,850円	1,850円	2,780円	4,640円	実習室	1,850円	1,850円	2,780円	4,640円	全室	4,120円	4,120円	6,180円	10,300円	<ul style="list-style-type: none"> ・松神生活改善センター ・大間越生活改善センター ・沢辺生活改善センター <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">使用料(1時間)</th> </tr> <tr> <th>9～17時</th> <th>17～22時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講習室</td> <td>1,050円</td> <td>1,370円</td> </tr> <tr> <td>教養娯楽室</td> <td>740円</td> <td>840円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>740円</td> <td>840円</td> </tr> <tr> <td>実習室</td> <td>740円</td> <td>840円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	使用料(1時間)		9～17時	17～22時	講習室	1,050円	1,370円	教養娯楽室	740円	840円	会議室	740円	840円	実習室	740円	840円
区 分	使用料																																																								
	9～12時	12～17時	17～22時	全日貸切																																																					
講習室	1,850円	1,850円	2,780円	4,640円																																																					
教養娯楽室	1,850円	1,850円	2,780円	4,640円																																																					
会議室	1,850円	1,850円	2,780円	4,640円																																																					
実習室	1,850円	1,850円	2,780円	4,640円																																																					
全室	4,120円	4,120円	6,180円	10,300円																																																					
区 分	使用料(1時間)																																																								
	9～17時	17～22時																																																							
講習室	1,050円	1,370円																																																							
教養娯楽室	740円	840円																																																							
会議室	740円	840円																																																							
実習室	740円	840円																																																							
(多目的集落センター) 多目的センター	<ul style="list-style-type: none"> ・正久地区多目的センター <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="4">使用料</th> </tr> <tr> <th>9～12時</th> <th>12～17時</th> <th>17～22時</th> <th>全日貸切</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調理実習室</td> <td>1,850円</td> <td>1,850円</td> <td>2,780円</td> <td>4,640円</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>1,850円</td> <td>1,850円</td> <td>2,780円</td> <td>4,640円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>1,850円</td> <td>1,850円</td> <td>2,780円</td> <td>4,640円</td> </tr> <tr> <td>全室</td> <td>4,120円</td> <td>4,120円</td> <td>6,180円</td> <td>10,300円</td> </tr> </tbody> </table>				区 分	使用料				9～12時	12～17時	17～22時	全日貸切	調理実習室	1,850円	1,850円	2,780円	4,640円	研修室	1,850円	1,850円	2,780円	4,640円	会議室	1,850円	1,850円	2,780円	4,640円	全室	4,120円	4,120円	6,180円	10,300円	<ul style="list-style-type: none"> ・正久地区多目的センター <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">使用料(1時間)</th> </tr> <tr> <th>9～17時</th> <th>17～22時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修室</td> <td>1,050円</td> <td>1,370円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>740円</td> <td>840円</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>740円</td> <td>840円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	使用料(1時間)		9～17時	17～22時	研修室	1,050円	1,370円	会議室	740円	840円	調理実習室	740円	840円								
区 分	使用料																																																								
	9～12時	12～17時	17～22時	全日貸切																																																					
調理実習室	1,850円	1,850円	2,780円	4,640円																																																					
研修室	1,850円	1,850円	2,780円	4,640円																																																					
会議室	1,850円	1,850円	2,780円	4,640円																																																					
全室	4,120円	4,120円	6,180円	10,300円																																																					
区 分	使用料(1時間)																																																								
	9～17時	17～22時																																																							
研修室	1,050円	1,370円																																																							
会議室	740円	840円																																																							
調理実習室	740円	840円																																																							

区分		岩 崎 村 の 施 設						
		現 行 の 設 定				新町の設定（現行深浦町の設定をもととする）		
集 会 施 設	コミュニティセンター	・上地区コミュニティセンター				・上地区コミュニティセンター		
		区分	使用料			使用料（1時間）		
			9～12時	12～17時	17～22時	全日貸切	9～17時	17～22時
		調理実習室	1,850円	1,850円	2,780円	4,640円	1,050円	1,370円
		研修室	1,850円	1,850円	2,780円	4,640円	740円	840円
	会議室	1,850円	1,850円	2,780円	4,640円	740円	840円	
	全室	4,120円	4,120円	6,180円	10,300円			
	高齢者センター	・岩崎村高齢者センター（中地区）				・岩崎村高齢者センター（中地区）		
		区 分	使用料			使用料（1時間）		
9～12時			12～17時	17～22時	全日貸切	9～17時	17～22時	
講習室		1,850円	1,850円	2,780円	4,640円	1,050円	1,370円	
保健娯楽室		1,850円	1,850円	2,780円	4,640円	740円	840円	
研修室		1,850円	1,850円	2,780円	4,640円	740円	840円	
創作活動室	1,850円	1,850円	2,780円	4,640円	740円	840円		
全室	4,120円	4,120円	6,180円	10,300円				
漁業振興センター	・岩崎村漁業振興センター（下地区）				・岩崎村漁業振興センター（下地区）			
	区 分	使用料			使用料（1時間）			
		9～12時	12～17時	17～22時	全日貸切	9～17時	17～22時	
	講習室	1,850円	1,850円	2,780円	4,640円	1,050円	1,370円	
	教養娯楽室	1,850円	1,850円	2,780円	4,640円	740円	840円	
	会議室	1,850円	1,850円	2,780円	4,640円	740円	840円	
実習室	1,850円	1,850円	2,780円	4,640円	740円	840円		
全室	4,120円	4,120円	6,180円	10,300円				

区分		岩 崎 村 の 施 設							
		現 行 の 設 定				新町の設定（現行深浦町の設定をもととする）			
集 会 施 設	農 林 産 物 展 示 販 売 施 設	・岩崎村農林産物展示販売施設「やまびこハウス」(黒崎地区)				・岩崎村農林産物展示販売施設「やまびこハウス」(黒崎地区)			
		区 分	使 用 料				区 分	使用料(1時間)	
			9~12時	12~17時	17~22時	全日貸切		9~17時	17~22時
		集会室	1,850円	1,850円	2,780円	4,640円	集会室	1,050円	
全室	4,120円	4,120円	6,180円	10,300円	1,370円				
展示販売ホール	木材工芸品類(20㎡当たり) 年額37,080円(月額3,090円) 缶詰、びん詰類(展示用机0.75㎡当たり) 年額12,360円(月額1,030円) その他小物品類(展示用机0.75㎡当たり) 年額12,360円(月額1,030円)				展示販売ホール	木材工芸品類(20㎡当たり) 年額37,080円(月額3,090円) 缶詰、びん詰類(展示用机0.75㎡当たり) 年額12,360円(月額1,030円) その他小物品類(展示用机0.75㎡当たり) 年額12,360円(月額1,030円)			

区分		岩 崎 村 の 施 設							
		現 行 の 設 定		新町の設定（現行深浦町の設定をもととする）					
齋 場	福寿苑(齋場)	福寿苑(齋場)		福寿苑(齋場)					
		区 分		使用料		区 分		使用料	
		村 内	15歳以上	3,000円		町 内	12歳以上	2,000円	
			15歳未満	2,500円			12歳未満	1,500円	
			死産又は改葬のための火葬	2,000円			死産児又は改葬のための火葬	1,000円	
			人体の一部	1,500円			人体の一部、胞衣及びこれらに類するもの	500円	
		村 外	15歳以上	4,500円		町 外	12歳以上	3,000円	
			15歳未満	3,750円			12歳未満	2,500円	
			死産又は改葬のための火葬	3,000円			死産児又は改葬のための火葬	2,000円	
			人体の一部	2,250円			人体の一部、胞衣及びこれらに類するもの	1,000円	

報告第19号

慣行の取扱いについて（協定項目20）

慣行の取扱いについて、第3回協議会では別紙のとおり承認されたものの幹事会において検討したところ町章、町の花、木、鳥については早期に策定の必要があるので別紙のとおり新町発足時に定めるものとする。

1. 町章については、町のシンボルであり新町誕生時には町の顔として必要なものである。
新町誕生の際のPR（新聞広告）岩崎支所銘板、町旗、公用車、各施設の門章、町発行の書籍、特別功労章及び銀杯、町の各種封筒、印鑑証明書カード、町表彰用賞状、庶務的事項等、様々な分野において利活用されるものである。
従って、従来ある町章を変更することについては、多大な経費が必要となるものである。
この合併による、経費の削減の観点から、最も経費のかからない制定の仕方とするものとし、全国に広く知れわたっている現在の深浦町の町章をそのまま使用することとする。
2. 町の花
岩崎村の花である「福寿草」とする。
3. 町の木
世界遺産である白神山地に原生林として生い茂っている「^{ぶな}榎」とする。
4. 町の鳥
町章のデザインにもつかわれているように深浦町の鳥である「カモメ」とする。

平成17年2月23日 提出

深浦町・岩崎村合併協議会
会長 西崎 哲

慣行の取扱いについて下記のとおり決定する。

1 町章について

現在の深浦町の町章を使用する。



◀ は、深浦のフの文字とカモメを、◯ は、波しぶきを図案化したもので、全体の融和と団結による深浦町の発展を象徴する。

参考資料

町章のデザイン概要

デザイン作成者（山谷芳弘）紹介資料 別添

2 町の花・木・鳥については

	深 浦 町	岩 崎 村	新 町
花	ニッコウキスゲ	福寿草	福寿草
木	黒 松	かえで	ぶな 樺
鳥	カモメ	イワツバメ	カモメ

3 町民憲章については

承認されたとおり新町において新たに作成する。

4 表彰制度については

承認されたとおり新町発足後において新たな制度を創設するものとする。

5 町の歌については

承認されたとおり新町において必要に応じ新たに定める。但し、現行の歌は地域の愛唱歌として伝承していく。

参考 第3回協議会承認事項

- 1 町章については、新町において定めるものとする。
- 2 町の花・木・鳥については、新町において定めるものとする。
- 3 町民憲章については、新町において定めるものとする。
- 4 表彰制度については、新町発足後において新たな制度を創設するものとする。
- 5 町の歌については、新町において必要に応じ新たに定める。但し、現行の歌は地域の愛唱歌として伝承していく。

町の花・木・鳥の説明

町の花 「福寿草」



春を告げる花、我が国固有種で、花期が早く正月用の鉢植えにもよく栽培される。

直径3～4cmの金属光沢のある黄色い花を咲かせる、キンポウゲ科の多年草。

高さは15～30cmになる。この写真の時期はまだ葉をそれほど伸ばしていないが、もうしばらくすると、3～4回羽状に細かく切れ込んだ葉を伸ばします。

花言葉「幸福」－Happiness－

大間越地区の福寿草公園があり毎年、3月上旬になると春先を告げる可憐な花を人目見ようと観光客が押し寄せている。

町の木 「樺(ぶな)」



ぶな科ぶな属に属し沖縄を除く全国に分布している。標高800Mから1000M以上の高山に生える。

木肌はなめらかな灰色で白い大きな斑点ができ、秋には小さな実をならせて、栗みたいに生でも食べられるもので熊等の動物がえさとなっている。

高さ30メートルまでの落葉樹で高大木になり落葉広葉樹の王様の存在である。

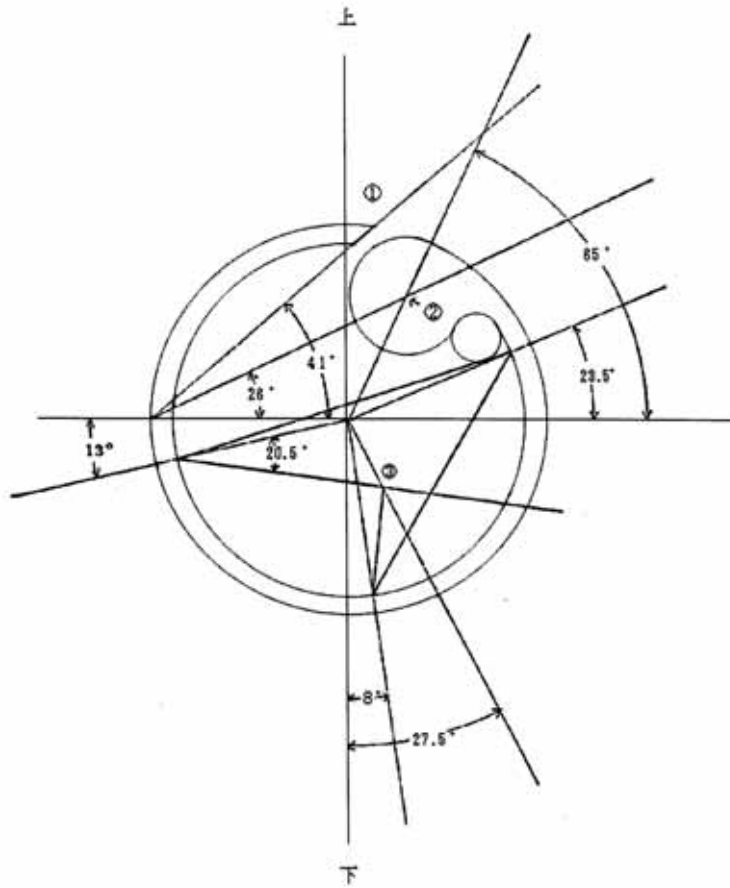
また、世界遺産である白神山地に広く分布しており大地の恵みを支え、生息する動植物の営みに大きな影響を与えている。

町の鳥 「カモメ」



古くから港町として栄えた深浦にかかわりが深く、豊漁を告げる鳥として、また、町章のデザインにも使われ人々に親しまれている鳥である。

深浦町章のデザイン



- ①大円 外周をあらかじめ定め、内周の半径は外周から
41°に引いた線と垂線との交点とする。
- ②小円 65°と26°の交点を中心にして垂線との接点を半
径とする。
- ③ 20.5°と27.5°の交点とする。

町章デザイン作成者紹介

氏名 : 山谷 芳 弘 (やまや よしひろ)
生年月日 : 昭和11年12月2日 現在 68歳
出生地 : 青森県西津軽郡柏村
職歴 : 昭和32年 鯹ヶ沢町立芦荻中学校勤務
昭和33年 深浦町立深浦小学校 3年間
昭和36年 深浦町立舩作小学校 5年間
昭和60年 五所川原市立田川小 教頭
平成3年 木造町立林小 校長
平成6年 木造町立館岡中 校長
平成9年 定年退職

経歴 :

昭和34年 北海道学芸大学卒業
昭和36年 第14回・15回全日本クレパス画展特選
昭和44年 NHK テレビ「しばれコの絵」放映
昭和51年 ヨーロッパ・北アフリカヘスケッチ旅行
昭和53年 インド・ネパールヘスケッチ旅行、NHK テレビ「ふるさとを描く」
放映
昭和55年 ネパールヘスケッチ旅行、東北郵政局主催「絵による文」展東北6
県巡回される
昭和56年 西ドイツにて個展、中国スケッチ旅行
昭和57年 青森県芸術文化報奨受賞
昭和58年 「絵だより山谷芳弘の世界」出版(路上社)
昭和59年 中国スケッチ旅行
昭和60年 「絵手紙」展東京にて開かれる。NHK テレビ「絵だより人生万歳」
放映
昭和62年 フィナール国際美術展「選考委員会賞」、西ドイツ「日本ウィーク」
絵画部門招待個展
昭和63年 秋田魁新報社主催、山谷芳弘墨彩個展、(光悦洞美術館)
平成2年 郵政大臣賞受賞記念・山谷芳弘墨彩画展、(光悦洞美術館)
平成3年 画業30年記念・山谷芳弘墨彩画展(大阪うめだ阪急)
画業30年記念・山谷芳弘展(銀座松屋)
「山谷芳弘詩画集」出版(光悦洞美術館)
山谷芳弘詩画集発刊・画業30年記念展、(株)青森テレビ主催(松木屋)
山谷芳弘詩画集発刊・画業30年記念展、岩手日報社主催(川徳)
中央アジアにてスケッチ旅行

- 平成 5 年 山谷芳弘展（銀座松屋）
- 平成 7 年 山谷芳弘展（仙台三越）
室蘭民報社創刊 50 周年特別企画（登別サティ）
開催記念さとう宗幸コンサート
- 平成 8 年 山谷芳弘墨彩画展（横浜高島屋）
山谷芳弘展（銀座松屋）
郵政省記念切手「ねぶた乱舞」7 月発売
陸奥新報創刊 50 周年・弘前中三開店 35 周年・画業 35 年 画集発刊
記念・山谷芳弘展（弘前中三）
開催記念さとう宗幸コンサート
- 平成 9 年 山谷芳弘展（札幌三越）
山谷芳弘展（函館ポーニモリヤ）
山谷芳弘展（盛岡川徳）
- 平成 10 年 山谷芳弘展（横浜高島屋）
山谷芳弘展（西武旭川店）

報告第20号

深浦町・岩崎村合併協議会の廃止について

深浦町・岩崎村合併協議会の廃止については次のとおり報告する。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の6の規定に基づき、平成17年3月30日をもって、深浦町・岩崎村合併協議会を廃止する。

平成17年2月23日 提出

深浦町・岩崎村合併協議会
会長 西崎 哲